

特集 知っていますか? マイナンバー 社会保障・税番号制度が始まります

1. マイナンバーとはなんのこと?

- 国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることの確認を行うための基盤であり、**社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)**です。

※法人には法人番号が通知されます。

マイナンバーは一生使うものです。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、**一生変更されませんので、大切にしてください。**



2. どうしてマイナンバーが必要なの?

- マイナンバー制度には「行政の効率化」、「国民の利便性の向上」、「公平・公正な社会を実現」というメリットがあります。



1. 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



2. 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができます。



3. 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不正に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

3. 自分のマイナンバーはどう知るの?

- 平成27年10月から、住民票を有する全ての方に、1人1つのマイナンバー(個人番号)が通知されます。

本村から、住民票の住所にマイナンバーの**通知カード**が送られます。外国籍でも住民票のある方は対象となります。

通知カードは、紙製のカードを予定しており、すべての方に送られますが、顔写真が入っていませんので、身分証明書として利用することはできず、本人確認のときには、別途顔写真が入った証明書などが必要になります。

4. 「個人番号カード」とは何のこと?

- マイナンバーの通知後に申請すると、身分証明書や様々なサービスに利用できる個人番号カードが交付されます。(個人番号カードの取得は任意です。)

個人番号カードに記録されるのは、券面に記載された氏名、住所、個人番号などのほか、電子証明書などに限られ、**所得などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。**

個人番号カードは、平成28年1月から交付されます。

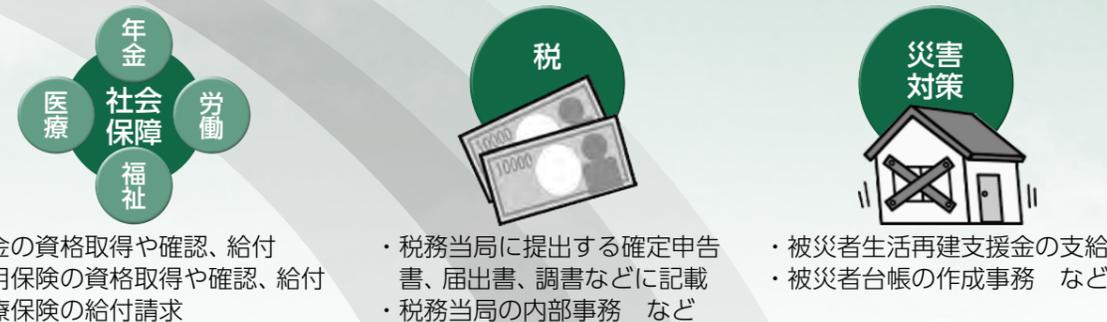
- ・e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。
- ・既にお持ちの住基カードは有効期限まで利用できます。ただし、個人番号カードとの重複所持はできません。



個人番号カードのイメージ

5. マイナンバーが必要なものは、いつ?

- 平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。



- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・医療保険の給付請求
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務 など

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務 など

マイナンバーは**社会保障・税・災害対策分野の中でも、法律や地方公共団体の条例で定められた行政手続にしか使えません。**

6. インターネットから閲覧できるの?

- 平成29年1月からマイ・ポータル(仮称)(情報提供等記録開示システム)で、個人情報のやりとりの記録が確認できるようになります。

マイ・ポータル(仮称)(情報提供等記録開示システム)イメージ

- ・自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。
- ・行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認できます。
- ・行政機関などから一人一人に合った行政サービスなどのお知らせが来ます。

※マイ・ポータル(仮称)(情報提供等記録開示システム)の機能の詳細は検討中です。



マイナンバー制度に関する問合せ先
内閣官房コールセンター **0570-20-0178** (全国共通ナビダイヤル)
内閣官房 社会保障・税番号制度ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>